

平成27年3月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第23512号 差止請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月15日

判 決

横浜市<以下略>

原 告 株式会社チャフローズ・コーポレーション

栃木県那須塩原市<以下略>

被 告 株式会社抗菌研究所

同訴訟代理人弁護士 梶山敬士

市川 穰

同訴訟代理人弁理士 加藤 勉

同補佐人弁理士 萁 経夫

東京都千代田区<以下略>

被 告 菱江化学株式会社

同訴訟代理人弁護士 大越 徹

東京都港区<以下略>

被 告 ヤフー株式会社

同訴訟代理人弁護士 千葉尚路

松山智恵

新 間 祐一郎

尾西祥平

田中芳樹

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社抗菌研究所（以下「被告抗菌研究所」という。）は、別紙差止対象製品目録1記載の各製品の製造、販売及び輸出をしてはならない。
- 2 被告菱江化学株式会社（以下「被告菱江化学」という。）は、別紙差止対象製品目録2記載の製品の製造、販売及び輸出をしてはならない。
- 3 被告ヤフー株式会社（以下「被告ヤフー」という。）は、別紙差止対象製品目録3記載の各製品の製造、販売及び輸出をしてはならない。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告らに対し、被告らが別紙差止対象製品目録1～3記載の各製品（以下、これらの各目録記載の製品を目録ごとに目録の番号に応じて「被告製品1」などと総称し、被告製品1～3を併せて「被告各製品」という。）を販売するなどして原告の保有する特許権を侵害している旨主張して、特許法100条1項に基づき上記販売等の差止めを求める事案である。

- 1 争いのない事実等（後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実を含む。）

- (1) 原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」という。）の特許権者である（本件特許の特許出願の願書に添付された明細書及び図面を「本件明細書」という。）。（甲1，7）

登録番号 特許第4366672号

出願日 平成11年11月18日（特願平11-328694号）

登録日 平成21年9月4日

発明の名称 洗浄剤

- (2) 本件特許の特許請求の範囲の請求項1の記載は、次のとおりである（以下、この発明を「本件発明」という。）。（甲1）

「炭酸カルシウムの方解石型構造による結晶構造体を備えた貝殻を粉碎した粉末からなる炭酸カルシウム粉末と該炭酸カルシウム粉末を焼成してなる酸

化カルシウム粉末とが混合されていることを特徴とする洗浄剤。」

- (3) 被告抗菌研究所は別紙被告製品名目録記載の各製品を製造販売し、被告菱江化学はこれを販売している。これらの各製品は、ホタテ貝殻を約1000℃で焼成し、その後に加水するなどして製造されている。(乙イ1, 2)
- (4) ホタテ貝殻は主に炭酸カルシウムから成るところ、これを高温で焼成することにより酸化カルシウムが得られる。酸化カルシウムは空気中の二酸化炭素と反応することにより炭酸カルシウムとなる。また、上記酸化カルシウムに加水することで水酸化カルシウムが得られるが、水酸化カルシウムは二酸化炭素と反応することにより炭酸カルシウムを生ずる。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 技術的範囲の属否について

(原告の主張)

ア 本件発明の技術的範囲に属するというためには、炭酸カルシウムと酸化カルシウムが含まれていれば足り、その分量又は割合は技術的範囲の属否に関わりがない。

本件特許の特許請求の範囲にいう「炭酸カルシウム粉末」は、ホタテ貝殻を原材料としていれば足り、方解石型構造による結晶構造体を備えている必要はない。また、ホタテ貝殻を粉砕した粉末それ自体のみならず、これを焼成する、水を加えるなどの化学反応を経たものを含む。

イ 被告各製品は、ホタテ貝殻を使用した製品であり、その成分は、酸化カルシウム、炭酸カルシウム及び若干の水酸化カルシウムである。

未焼成のホタテ貝殻は炭酸カルシウムから構成されているところ、焼成温度500℃までは炭酸カルシウムの単一相であるが、600℃から少量の酸化カルシウムが現れ、700℃では酸化カルシウムが多くなるが、主な結晶相は依然として炭酸カルシウムである。800℃では酸化カルシウムが主な結晶相となり、炭酸カルシウムは少量残る程度である。900℃、

1000℃では、完全に分解して酸化カルシウムの単一相となる。しかし、酸化カルシウムは、空気に触れると大気中の二酸化炭素を吸収し、結合するため、不定量ではあるが少量の炭酸カルシウムを生成する。

また、ホタテ貝殻を焼成したものに水を加えた場合には、酸化カルシウムは水酸化カルシウムに変化する。

ウ したがって、被告各製品は、本件発明の技術的範囲に属する。

エ 仮に被告各製品が炭酸カルシウム及び酸化カルシウムのほかに水酸化カルシウムを含むことから本件発明を文言上充足しないとしても、本件明細書（段落【0008】）の記載によれば、置換を想到することが容易であり、相違に係る部分は本質的なものではないので、均等の範囲内である。

（被告抗菌研究所及び被告菱江化学の主張）

ア 本件特許請求の範囲には「貝殻を粉砕した粉末からなる炭酸カルシウム粉末」と記載され、本件明細書の段落【0007】には、炭酸カルシウム粉末はホタテ貝殻を天日乾燥してそのまま粉砕しただけの粉末であると説明されている。したがって、「炭酸カルシウム粉末」は、焼成などの熱処理を加えることなく単に粉砕するだけで仕上げられる粉末を意味する。

イ 被告製品1の製品名は正しくは別紙被告製品名目録記載のとおりである。これらの各製品は、いずれも「スカローS」に炭酸カルシウム及び酸化カルシウム以外の物質を添加、混練又は配合したものである。

「スカローS」は、貝殻を電気炉で1000℃の温度で焼成した後、水を加えて消化して得られた水酸化カルシウムを物理的な粉砕により微粉末化したものであり、仮に、その中に微量の炭酸カルシウムが含まれていたとしても、貝殻を単に粉砕した炭酸カルシウム粉末ではない。

したがって、被告製品1及び2は「貝殻を粉砕した粉末からなる炭酸カルシウム粉末と…混合され」を充足しない。

(2) 被告らによる被告各製品の販売等について

(原告の主張)

ア 被告抗菌研究所は被告製品1を製造販売し、被告菱江化学は被告製品2を販売している。

イ 被告ヤフーはその運営するインターネット上のショッピングモールに被告製品3を陳列しており、これは被告ヤフーによる譲渡等のための展示に当たる。

被告ヤフーが運営するインターネット上のショッピングモールには、販売者の名前はなく、一見して被告ヤフーが売主又はそれに準ずる立場にあるような外観を備えている。利用者は被告ヤフーの名声と信用力を信頼して取引をしているのが現状であり、これにより被告ヤフーは直接及び間接の利益を得ている。被告ヤフーは、インターネット上のショッピングモールに展示された商品が法に触れる場合には直ちに調査し、違反している場合には撤去すべきである。

以上によれば、被告ヤフーは、共同不法行為責任又は注意義務違反に基づく責任を負う。また、被告ヤフーは外観法理により責任を負う（商法14条）。

(被告ヤフーの主張)

争う。

被告ヤフーは、商品の販売主体である法人又は個人事業主の出店者に対し、インターネット上の場を提供しているだけで、商品を陳列し、販売する主体ではない。

第3 当裁判所の判断

1 技術的範囲の属否（争点(1)）について

(1) 原告は、本件発明の「炭酸カルシウム粉末」は、ホタテ貝殻を原材料としていけば足り、方解石型構造による結晶構造体を備えている必要はなく、ホタテ貝殻を粉砕した粉末それ自体のみならず、焼成、加水などによる化学

反応を経たものを含むと主張する。

ア そこで検討するに、本件特許の特許請求の範囲の請求項1には、「炭酸カルシウムの方解石型構造による結晶構造体を備えた貝殻を粉砕した粉末からなる炭酸カルシウム粉末」と「該炭酸カルシウム粉末を焼成してなる酸化カルシウム粉末」が混合されていることが記載されており、その文言上、炭酸カルシウムは貝殻を粉砕した粉末それ自体であることを要すると解するのが相当である。

イ これに加え、本件明細書（甲1）の発明の詳細な説明には次の趣旨の記載があるが、「炭酸カルシウム粉末」を、貝殻の焼成により得られた酸化カルシウムと空気等との化学反応により得ることを示唆する記載はない。

（ア） 発明の実施の形態として、① 原材料であるホタテ貝殻を天日乾燥の後粉砕して炭酸カルシウム粉末を得るが、その粒体は多孔性粒体となっていること、② この多孔質性粒体からなる炭酸カルシウム粉末の一部を約1000℃で加熱して酸化カルシウム粉末を得ること、③ ②で得られた酸化カルシウム粉末と、①の炭酸カルシウム粉末とを混合して本件発明に係る洗浄剤を得ること（段落【0007】）、④ 洗浄剤中の炭酸カルシウム粉末分は、ホタテの貝殻粉末の独特な多孔質粒体からなるもので、吸着効果が大であり、また、酸化カルシウム粉末分はアルカリ性で殺菌性を示すので、この洗浄剤は、農薬などの化学物質を吸着し、あるいは、手や物品の表面の化学物質や微細な汚染物質を多孔質粒体が吸着し、アルカリ性の作用により細菌等を死滅させること（段落【0008】）が記載されている。

（イ） 発明の効果として、野菜などの食品素材の洗浄や一般の汚れた物品の洗浄に用いれば、表面に付着していた化学物質や微細な汚染物質を取り除くようになるとともに、殺菌が行えること（段落【0009】）が記載されている。

ウ 本件明細書の上記イの記載によれば、本件発明は、ホタテ等の貝殻を粉砕した炭酸カルシウム粉末の粒体が多孔質粒体であり、多孔質粒体は吸着効果が大きいことを利用して、洗浄する物品に付着した化学物質等を吸着することを技術思想とする発明であると認められる。そうすると、本件発明の「炭酸カルシウムの方解石型構造による結晶構造体を備えた貝殻を粉砕した粉末からなる炭酸カルシウム粉末」とは、上記アのとおり、貝殻を粉砕した粉末そのものであることを要するものであり、ホタテ貝殻を粉砕した粉末を焼成して得られた酸化カルシウム粉末が化学反応を経て炭酸カルシウム粉末になったものは含まないものと解される。

(2) 原告は、これと異なる前提に立って、被告各製品がホタテ貝殻を使用した製品であり、酸化カルシウム、炭酸カルシウム及び水酸化カルシウムを含むことから本件発明の技術的範囲に属すると主張し、被告各製品が、ホタテ貝殻を粉砕した炭酸カルシウム粉末そのものを混合した構成であることを主張立証しない。

したがって、原告の主張は、均等をいう部分を含めて採用できず、被告各製品が本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできない。

2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はすべて理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 長 谷 川 浩 二

裁判官 清 野 正 彦

裁判官 高 橋 彩

(別紙)

差止対象製品目録 1

- 1 スカロー消臭スプレー
- 2 プレーン
- 3 ザ・親方 (入門)
- 4 フリフリ・シューズパウダー

差止対象製品目録 2

ホタテ貝殻焼成抗菌剤（スカロー）

差止対象製品目録3

- 1 ホタテの力くん 海の野菜洗い 90 g
- 2 ホタテの力くん 海の野菜・くだもの洗い
- 3 ホタテの力 海の野菜・果物洗い 90 g
- 4 ホタテの力くん 4個セット
- 5 ホタテの力くん海の野菜果物洗い パック
- 6 ホタテの力 洗濯物の除菌・消臭 90 g
- 7 ホタテの力 洗濯物の 除菌・消臭 30g
- 8 ホタテ貝殻焼成粉末—ほたての力
- 9 ホタテの力 海のお洗濯 洗濯物の除菌・消臭 90 g
- 10 ホタテの力くん 海の野菜くだもの洗い90 g×3個セット
- 11 ホタテの力くん除菌・消臭ホタテの霧（ミスト）500ml
- 12 ホタテの力くん 除菌・消臭ミスト ホタテの霧 500ml
- 13 ホタテの力くん ホタテでお洗濯物除菌・消臭 30 g
- 14 ホタテの力くんホタテで洗浄 野菜・くだものに1.2 g×6包
- 15 天然素材で安心すっごい！ホタテ貝パワー（90 g）
- 16 洗濯補助剤 ホタテパワーEX-SS30 洗濯槽クリーナー
- 17 ホタパ（焼成）1kg（焼成ホタテパウダー100%）
- 18 ホタパ（焼成）1.2 k g（焼成パウダー100%）【除菌・鮮度保持】
- 19 ホタパ&ホタパ水
- 20 ホタパ水 50m l
- 21 ホタパの野菜洗い 120 g
- 22 野菜リフレッシュほたてパワー 100 g
- 23 野菜リフレッシュほたてパワー 6個セット
- 24 ほたてdeキレイ野菜洗浄用50 g
- 25 ほたてdeキレイ洗濯用(4個セット)

- 2 6 ほたてdeキレイ 野菜洗浄用90g
- 2 7 海の野菜果物洗い 3個セット
- 2 8 とっても爽快 200m l
- 2 9 安心村3 g ×30包
- 3 0 洗濯槽快ドラム洗濯機用 50 g
- 3 1 洗濯槽快 ネット付 30 g ×2個
- 3 2 洗濯槽快/専用 ネット付2個パック
- 3 3 洗濯槽快 30 g ×3袋
- 3 4 洗濯槽快 2包組ネットつき
- 3 5 洗濯槽快6袋（専用ネット付き）10×10.5 c m
- 3 6 洗濯槽快 30 g ×2個
- 3 7 洗濯槽快 30 g
- 3 8 洗濯槽快 2個組ネット付
- 3 9 洗濯槽快 2個組ネット付ホタテ貝の貝殻でできた天然成分100%でスッキリ
洗濯！
- 4 0 ホタテコ溶液ケストルスプレー 500m l
- 4 1 ホタテコ溶液 ケストル詰替用
- 4 2 ホタテコ 1kg
- 4 3 ホタテコ君 200 g
- 4 4 シェルミラック エコランドリー 30 g ×4包
- 4 5 シェルミラック エコランドリー 120 g
- 4 6 日の出PRODUCTS ホタテ貝殻の粉
- 4 7 におわーず 3 7 0ml
- 4 8 家庭用洗剤 抗菌剤スカロー
- 4 9 スカロー 消臭&抗菌スプレー 150m l
- 5 0 スカローお試しパック（40 g）

- 5 1 スカロー 足指消臭トゥリング花柄
- 5 2 スカロー 消臭つま先インソール
- 5 3 スカロー フリフリ シューズパウダー 80g
- 5 4 家庭用洗剤 抗菌剤スカロー 100 g
- 5 5 天然エコ洗剤 「クリホーグ」800グラム入り
- 5 6 貝洗美4 g ×30包
- 5 7 ホタパ (焼成) 1 k g (焼成パウダー100%) 【除菌・鮮度保持】
- 5 8 ホタパ(焼成)1.2kg
- 5 9 ホタパ (焼成) 500 g (焼成パウダー100%) 【除菌・鮮度保持】
- 6 0 ホタパ (焼成) 150 g (焼成パウダー100%) 【除菌・鮮度保持】
- 6 1 ホタパ (焼成) 600 g (焼成パウダー100%) 【除菌・鮮度保持】
- 6 2 ホタパ&ホタパ水
- 6 3 ホタパ水500m l
- 6 4 ホタパ水50m l
- 6 5 ホタパ水300m l
- 6 6 ホタパ水 詰替用 2ℓ
- 6 7 ホタパ水 詰替用 4ℓ
- 6 8 ホタテの力 150 g
- 6 9 エコランドリーパウダー
- 7 0 ほたてスペシャル 1Kg
- 7 1 ほたてスペシャル 80g ミニボトル入り2本セット
- 7 2 安心やさい 1 g ×50包
- 7 3 ホタテのおくりもの 計量スプーン付き 550g
- 7 4 ホタテのおくりもの 詰替え用 1kg
- 7 5 フードウォッシャー 食材革命 90 g
- 7 6 材用洗浄パウダー『食材革命』 90g(約90回分)

- 77 泡プッシュくん300mL
- 78 泡プッシュくん 300ml 詰替用
- 79 野菜リフレッシュほたてパワー100g
- 80 野菜の洗浄剤 5包入り
- 81 ホタテパワー EX-WS300 消臭・除菌剤
- 82 ホタテパワー EX-YS30 「スティックタイプ30本入り」
- 83 ホタテパワー EX-SF90 洗濯層クリーナー
- 84 環境ケアリーナ 300g
- 85 ホタテ貝殻から生まれた天然素材100%の野菜洗浄剤「ベジフルクリーン」
180 g
- 86 シェルクリーンα
- 87 シェルクリーンα*380MLスプレー
- 88 ピースママ ウイルスブロック 300ml
- 89 ホタテの雫 500ml
- 90 液パッとくん 500ml
- 91 液パッとくん つめかえ用 500ml
- 92 胡粉美人パウダー フェイスパウダー
- 93 「胡粉美人水おしろい」
- 94 男の為の石鹼 Ki:Re男 (キレオ)
- 95 除菌消臭剤 キレイッシュ・パウダー 100g ホタテ貝殻焼成カルシウムパウダー
- 96 歯垢を落とすではなく分解 ピッカピカカーデンタジェル 50g
- 97 除菌 粉ゆきちゃん
- 98 シェルホワイトニング&ウォッシングパウダー
- 99 シェルミラック バスパウダー 250g 入浴剤

100 シェルパウダーインソール (使い捨てタイプ)

101 お風呂用枕 マシュマロピロー

102 洗える抗菌枕

103 お風呂用枕 ふんわりバスクッション ポコ

(別紙)

被告製品名目録

- 1 製品名「スカローうおっしやあ」
- 2 製品名「手づくり石けん ふれーん」
- 3 製品名「スカロー石鹸 ザ・親方」
- 4 製品名「スカロー フリ・フリ シューズパウダー」